

# 第 7 章

## 新家産制論と ASEAN 諸国

——ウェーバー・モデルの意義と限界——

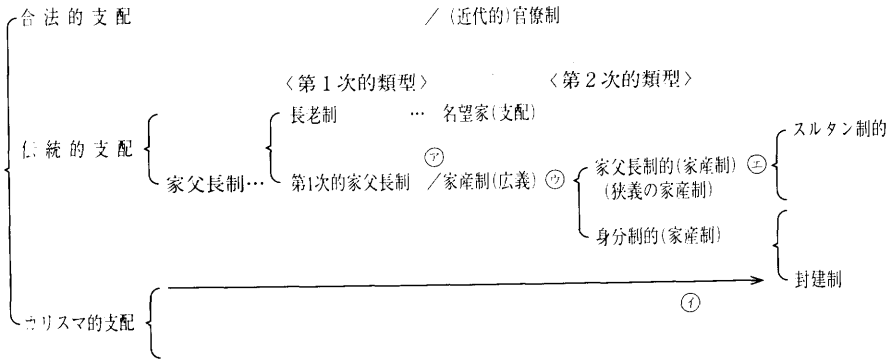
### 序 ——古典的家産制論——

私たちが官僚制理論を考えると、(その後の多様な展開にもかかわらず)原点になお巨大に屹立するものとして、マックス・ウェーバーの官僚制理論を無視することはできない<sup>(1)</sup>。

周知のように、ウェーバーの官僚制理論は、『宗教社会学論集』と双壁をなすその未完成の主著『経済と社会』において、ことにその中心部をなす「支配の社会学<sup>(2)</sup>」において最も包括的に展開されている。ここでは、まず「正当的支配の三つの純粹型」として、合法的支配・伝統的支配・カリスマ的支配という有名な3類型が挙げられており、言うまでもなく、いわゆる官僚制 (*Bürokratie*) は、このうちの合法的支配の典型的な例 (=最も純粹な型)<sup>(3)</sup>をなす(以下、図1参照)。

しかし、ウェーバーのモデル<sup>(4)</sup>において、官僚制という概念が現れるのは、この類型においてのみというわけではない。彼は、古代エジプト王国や中国の諸王朝などに存在した(いわゆる)前近代的な官僚制のことを「家産(制的)官僚制」(*Patrimonial bürokratie*)と呼び、これを伝統的支配の類型のなかで扱っている。つまり、ウェーバーにおいて、広義の官僚制の概念<sup>(5)</sup>には、いわゆる(狭義の)官僚制の他に家産官僚制の類型が存在しており、この二

図1 支配の3類型



(注) ㊦は個人的な行政幹部の「無／有」を，㊧はカリスマの日常化を表す。特に，広義の家産制(㊦)と狭義の家産制(㊨)との関係に注意。  
 (出所) 筆者作成。

つがそれぞれ合法的支配と伝統的支配の種類のなかで扱われているのである。以下では，前者を後者（家産官僚制）から区別する必要があるときには，ウェーバー自身の表現に即して「近代的官僚制」と呼ぶことにしよう。

ウェーバーの近代的官僚制についての理論は，いかなる官僚制理論の概説にも必ず登場する古典的なものであり，その意義は自明と言ってよい。これに対し，彼の家産官僚制論は，一般にそれほどの注目を集めておらず，（以下で述べる非西洋地域ないし発展途上国における官僚制論といったような）それが重要な意味をもつと思われる文脈においてすら，（彼の近代的官僚制論について論及することはあっても）家産官僚制の概念についてはまったく言及されていない場合<sup>(6)</sup>が少なくない。ウェーバーに特に関心のある研究者を除けば，行政学ないし社会科学一般において，この類型はいわば埋もれた概念となってしまうと言ってよいであろう。

残念ながら，本章では彼の家産制論自体については詳述する紙数の余裕がない。そこで，それは続稿（後掲の注(87)を参照）に譲って，ここでは簡単に彼の家産制概念を要約しておけば，それは伝統的支配の種類のなかで，家長制に淵源をもち，家共同体が拡大・発展したオイコス（大家計）を基盤に，

長（ヘル）が人的な恭順（ピエテート）関係にある行政（ないし軍事）幹部を通じて支配する形態（広義）であり、さらにそのなかでも、行政幹部が自立化・独立化した分権的な身分制ないし封建制と区別して、中央集権的な家父長制的形態のみを指す場合（狭義）もある<sup>(7)</sup>（図1参照）。

これがウェーバーの古典的家産制論の主な内容であり、このような家産制（国家）に存在する行政幹部が家産官僚である。ウェーバーは、家産官僚には（彼が近代的官僚制の特色として挙げた）、(1)即物的（ザッハリッヒ）な規則による明確な「権限」、(2)明確で合理的な（官職）階層制、(3)自由な契約による、規律ある任命と昇進、(4)（規範としての）専門的訓練、(5)定額の、ことに貨幣による俸給などの点が欠けていると指摘している<sup>(8)</sup>。

以下では、近年におけるこれらの概念の展開をまず説明し、次いでASEAN 諸国への適用の可能性について簡単に検討してみたい。

## 第1節 家産制論の再生

### 1. 比較行政運動の限界

ウェーバーの問題関心が西欧に独特な近代合理主義の成立と展開を追求するところにあったということは、広く知られるところであり、それ故、彼のモデルに特殊西洋的ないし近代的な偏向（バイアス）があったとしても、今日ではさほど驚くにはあたらないであろう。それならば、特にASEANや日本等の非西洋地域の官僚制を研究する際には、彼の「限界＝偏向」を越えて新しい官僚制のモデルを構成してゆけばよいわけである。

然るに、私たちの見るところ、事態は必ずしもそのように単純ではない。確かに、戦後アメリカを中心として発展した比較政治学ないし比較行政学においては、発展途上国の官僚制について新しいモデルを構築する試みが行われないわけではなかった。ことに、F・リッグス（F.W.Riggs）に主導され

た「比較行政集団」(Comparative Administration Group, 1962~1974年)は活発な運動(比較行政運動)を展開した<sup>(9)</sup>。

しかし、これらの研究は、当時の比較政治学で全盛を極めていた政治的近代化論ないし政治発展論の影響下に行われたものであり、したがってこれらの理論のもつ西洋(近代)中心主義的な偏向を共有していたのである。たとえば、J・ラパロンバラ編の『官僚制と政治発展』(1963年)<sup>(10)</sup>が、有名な「政治発展研究」(プリンストン大学出版局)のシリーズの1冊(第2巻)として刊行されているが、この著作にもリッグス自身が寄稿しており、彼は(別論文で)構造分化(や業績達成・統合)という政治発展論に類似した基準によって「行政発展」(Administrative Development)を考察している<sup>(11)</sup>。

そして、この系列の研究のなかで最も洗練されたものと評価し得るリッグスの「プリズム的社会」(prismatic society)のモデル(およびそれに対応する、行政についてのサラ・モデル[sala model])<sup>(12)</sup>も、畢竟の所、未分化な「融合的(fused)社会」と、分化・発展した「回折的(refracted)社会」とを両極に設定して、(分化中で混乱が存在する)その中間段階のモデル化を試みたにとどまる。彼が挙げた(1)混成性(heterogeneity, 両極の要素の混成)、(2)形式主義(formalism, 公式の形式と実態との乖離)、(3)重畳性(overlapping, 両極の構造の共存)、といった(プリズム的社会の)特徴<sup>(13)</sup>には、私たちの見解(後述)と共通する重要な洞察が存在するものの、「融合的/プリズム的/回折的」というモデルの設定自体は——例えの妙はあっても——、事実上「伝統的/過渡的/近代的」という政治的近代化論の用語を置換したにすぎず、(過渡的社会を独自の完結したモデルとして描き上げた意義は存するものの)背後の歴史観には大きな変化は認められない。要するに、リッグスのモデルも、行政を規定する環境の要因に着目する「生態学的」(ecological)な視点を採用している点においては、行政技術ないし制度のみに着目した初期の比較行政研究よりも前進が見られる<sup>(14)</sup>ものの、西洋近代の行政(ないし政治)を理想として発展途上国におけるそれを(欠如面から)評価しようとする方法においては、政治的近代化論一般と大きく変わるところがなかったのである。

したがって、西洋（近代）中心主義的な偏向の存在という点においては、比較行政運動もまたウェーバーと同断ということになる。のみならず、発展途上国に西洋先進国の発展した行政を移植・定着させようという積極的な意図を有していた比較行政運動の視点は、近代的官僚制のもたらす危険をも凝視していたウェーバーに比して、はるかに（近代的官僚制について）楽天的であり、それ故になお西洋（近代）中心主義の偏向が強い、と言い得るであろう。

しかも、ウェーバーの場合は、西欧合理主義を歴史的に理解するという問題意識に貫かれているとはいえ、そのために世界的な歴史構造論ないし比較文明論が包括的に展開されているのであった。敢えて対応させてみるならば、リグスの融合的社会は伝統的支配の第1次の類型（図1参照）に、回折的社会は合法的支配（近代的官僚制）に対応することになるであろう。とすれば、その中間形態としてのプリズム的社会（に相当するもの）を考える際には伝統的支配の第2次の類型（同上）、なかんづく家産制の概念が、また行政のサラ・モデル（に相当するもの）を考える際には、家産官僚制の概念が重要な手掛かりとなるのではないだろうか。そして、ウェーバーのこれらの概念には世界史の総体についての彼の重厚な洞察と知見がちりばめられているにもかかわらず、比較行政学にはこれらを本格的に吟味した形跡がみられないのである。これらの概念への注目は、比較行政学からではなく、より広い比較政治学一般のなかにおいて現れてきたのであった。

## 2. 概念の復興

当時忘れ去られていた家産制の概念をウェーバーの文献から取り出して、比較政治学一般のなかにも甦らせたのは、主にG・ロスの論文「新国家における人治制、家産制、そして帝国建設」（1968年）<sup>19</sup>の功績である。この論文で、ロスは、ウェーバーの類型論が「（あたかも家産官僚制を……精査していなかったかのように）ウェーバー・モデルと誤らせがちな言い方で通常呼ばれてい

る<sup>16)</sup>」(近代的)官僚制とカリスマとの二分法に還元されてしまっていることを指摘して、家産制(patrimonialism)の概念の有意性に注目を促し、それを二つに分類する。第1は、エチオピア(当時)のような伝統主義的家産体制(traditionalist patrimonial regime)であり、第2は、支配者の独自の人的資質ではなく、物質的誘因(インセンティブ)と報酬によって忠誠を確保する「人治制」(=人的統治制, personal rulership)である。後者は、(たとえばアメリカのマシーンおよびケネディ派やソ連の派閥のように)高度工業国家でも根絶できない要素であるが、ことに権力者の私的・人的統治が行われている新国家では支配的な形態となっており、それが機会主義と腐敗とを生み出している<sup>17)</sup>。

彼によれば、新国家の多くにとって、この「非伝統化、人化された家産制」(=非伝統的人的家産制, detraditionalized, personalized patrimonialism)<sup>18)</sup>の要素は、官僚的ないしカリスマの要素より重要であり、国際的にはカリスマ的と思われる指導者たち(エンクルマ、スカルノ、ベン＝ベララ)がしばしば軍のクーデターによって失脚すること、そしてその後継者がより実務的な傾向をもっているのは家産制的な要素が強力だからである。ロスはこの典型的な例として、タイの官僚制における人的派閥(personal clique)ないし庇護-従属関係(パトロン-クライアント関係)の隆盛や青年トルコ党統治下のトルコ官僚制の腐敗を挙げている<sup>19)</sup>。そして、彼は、人治制が支配的である原因のひとつとして、社会的・文化的・政治的異質性(民族、部族、宗教、言語等)の存在を挙げ、このような地域(中国、インド、アフリカ、インドネシア等)では国民国家ではなく、過去の家産制と同様に「帝国」の建設が問題となるのであり、それには人治制のほうが(イデオロギー的政治よりも)対応力がある<sup>20)</sup>、と論文を締めくくるのである。

このロスの論文は、彼自身が述べているように、家産制の概念を甦らせたという点において、明らかにウェーバーの忘れられていた重要な業績の意義を明るみに出したわけであるが、しかし同時にまた、ウェーバーの古典的家産制論の限界を越える方向を示唆するものでもあった。ロスが「家産制が伝

統的正当性と世襲のみに依存しているかぎり、これらの現象が衰退するにつれて、この範疇は明らかに適用性を失ってしまう<sup>(21)</sup>」と指摘した上で、人治制と彼が呼ぶものを、伝統主義的家産体制とは異なった第2の家産制の類型(=非伝統的的家産制)として挙げるとき、彼はウェーバーから離れて重大な一歩を踏み出しているのである。前述したように、ウェーバーにおいては家産制は伝統的支配の一類型である以上、一見カリスマ的な装いすら帯びた戦後の新国家をその範疇のなかに含めるのは困難である。さらに、類型論としてはともかく「伝統的支配→合法的支配」という彼の近代的・発展的な歴史観を固守するかぎり、このような適用の仕方は容易には生まれ得なかったであろう<sup>(22)</sup>。ロスの論文は(クラーク・カーの楽観的な進歩史観に対し)「過去がそれ自身を繰り返し、人治制と帝国建設の問題が持続する世紀を予見することもまた可能である<sup>(23)</sup>」という懐疑的な結論で終わっているのである。

### 3. 新家産制論

ロスの踏み出したこの一歩を決定的なものとしたのが、高名な社会学者 S・N・アイゼンシュタット (Eisenstadt) であった。今日におけるウェーバー的な巨視的(マクロ)社会学の最大の後継者・発展者として知られる彼の名声を決定的なものとしたのが『帝国の政治的体系(システム)』(1963年)<sup>(24)</sup>であることを思えば、彼が家産制の概念と取り組むのは半ば必然的な成り行きであったと言ってよいであろう。

アイゼンシュタットが本格的にこの概念について論じたのは、『伝統的家産制と近代的新家産制』(1973年)においてである<sup>(25)</sup>。(直線的な近代化を想定する)初期近代化論に対する修正を試みてきた<sup>(26)</sup>彼は、初期近代化論ないしそれに代わる「近代化の挫折 (breakdown)」・「政治的衰退」(political decay)・「過渡的社会」(transitional society)等の概念(修正近代化論)の欠を埋めるものとして、家産制の概念を評価する。なぜなら、この概念によって説明される社会の多くは、(1)近代的国民国家ないし革命的社会にはな

らず、(2)不可避的な近代化への「過渡的」局面でも必ずしもなく、(3)その発展には固有の「論理」が存在し、(4)少なくともその(論理ないし型の)一部は、その社会の伝統(的側面)によって説明されるからである<sup>27)</sup>。

このような社会として彼が想定している地域は、インドネシア、マレーシア、セイロン、ビルマ、タイ、フィリピンなどの東南アジア、大部分のラテン・アメリカおよび中東の多くなどである。まず、アイゼンシュタットは家産制の概念をこれらの地域に適用するには明瞭な問題点が存在することを指摘する。それは、この概念が通常(ウェーバー以来)「比較的複雑ではない、未分化な、歴史的、政治的体制<sup>28)</sup>」について用いられていることであり、彼は、官僚や政党などの組織を有している「はるかに複雑な現代の政治体制の類型」に(単に比喩的にではなく)本格的に適用するためにはどのようにしたらよいか、と問いかける<sup>29)</sup>。

ここまでは、ロスの指摘と変わりはない。しかし、アイゼンシュタットによれば、ロスの試みも必ずしも十分なものではない。ロスの家産制の一側面である「人主義」(personalism)を取り出してそのような体制の不安定さを強調するが、これだけでは、このような体制の力学(ダイナミズム)を十分に説明していない点において、「挫折」や「衰退」といった修正近代化論の術語とさほど変わりがないからである。

これに対して、アイゼンシュタットは、家産制の概念には「未分化、非複雑」な体制というだけでなく、政治的問題に対処する特定の「様式」(mode)という含意が存在することを指摘する。そして彼は、前者ではなくこの後者の意味を表すために家産制の概念を用いることによってこそ、この概念は(前者の場合のように、社会的複雑性や構造化の水準に限定されることのない)最も有意義なものとなることを主張するのである(第I章)<sup>30)</sup>。

こうしてアイゼンシュタットは未分化な「伝統的家産制」(traditional patrimonialism)の他に、分化した近代的な「新家産制」(Neopatrimonialism)という類型を設定する。言うまでもなく、この2類型はロスのそれに対応するものであるが、彼はロスの人治制に相当するものを、新家産制とい



う概念の下に、問題に対処する様式という観点から、より構造的かつ包括的に定式化しようと試みたわけである。

それでは、アイゼンシュタットは具体的にはどのような定式化を行ったのであろうか。まず第Ⅱ章「新家産体制」(Neopatrimonial Regime)では、その特徴として、次の点を挙げる<sup>31)</sup>。

- (1)中心の構造と周辺との関係：際立った(distinctiveness)中心(center)が存在しており、政治的中心が社会的・道徳のおよび宇宙的な中心をも(対内的および対外的に)代表しようとするが、エリートの提唱するさまざまな運動は単に象徴的(symbolic)なものが多く、実際にそれを遂行する具体的綱領(プログラム)は存在せず、周辺(periphery)を社会秩序の根本にいたるまで構造的・イデオロギー的に変容する力は有しないことが多い。
- (2)政策：中心が現実的にも象徴的にも独占的な地位にあり、諸集団・諸階層が現存の秩序を超える象徴を形成する力を弱めている結果、分配的(distributive)・蓄積的(accumulative)、抽出的(extractive)な温情主義的(paternalistic)政策をとる。
- (3)政治的組織：(しばしば植民地時代から引き継いだ)代表的・立憲的な制度から行政部門一般、ことに官僚・軍・政治的派閥・圧力集団・変易的な人民主義的運動へと権力が移行する傾向が存在するし、しばしば(民族、宗教、国家等の)帰属的な象徴による人民主義的な訴えがなされる一方で、被護者(クライアント)や派閥的なネットワークの包含(cooptation)・変化・拡大が進行する(中東諸国、ビルマ、インドネシア、マレーシア、セイロン、ラテン・アメリカ諸国等)。この過程で諸組織が変質し、議会は象徴的代表・政治的社会化・派閥の闘争場に、また政治は集合的象徴を作り出したり、権力核ないし分配政策への接近(access)を規制したり、パトロネージのネットワークを拡大・変化させる道具になる。さらに、しばしば軍が現実の権力を持ち、他の集団の腐敗からの守り手として戦略的な地位を占める。

(4)周辺の脆弱性：社会の諸集団は中心を統制・変革しようとはせずに、それに依存・接近し、しばしば帰属的な特性に基づいて資源・地位・仕事などを要求する。この結果、教育施設の増加や行政の人的膨張と拡大が起こり、農地分配が要求されるが、経済発展ないし中心の構造改革などは強調されない<sup>32)</sup>。

彼によれば、このような特徴が、問題処理の方法に影響を与えることになる。まず問題について。これらの体制は、伝統的(家産)体制と異なっており、自分たちの中心的枠組みを「拡大する」(expand)能力を問われることになる。この「拡大」の要求ないし期待は、(1)新しく、より広い政治的枠組みを形成するエリートの熱意、(2)政治的・行政的発展ないし「近代化」への熱意と要求、(3)中心が社会諸集団の要求に応える期待、(4)これらの諸集団や新しいエリートの中心への包摂・参加、といったような形をとるが、これらが量的・質的に大きいために紛争・亀裂・危機の原因となる<sup>33)</sup>。

次に、このような危機を生む条件としては、(1)独立と脱伝統的社会への移行に際して、①(選挙や法的・行政的システムなどの)近代的制度の形成における困難や国民の異質性(政治的統一の伝統の不在)のために、新しい政治的枠組みと中心および周辺の諸集団の政治的志向との間に違いが存在したり、②エリートが整えようとした近代的枠組み(国民国家ないし革命モデル)が相互に競合する上に、輸入されたモデルが周辺の人々のもっている伝統的な概念と異質であること、(2)より「近代的」な問題として、①民族的・地域的集団(インドネシア、セイロン、マラヤ、華僑)や新しい経済的・職業的集団の統合、②特に民族的・宗教的集団は閉鎖的・分離的・特殊主義的な固まりになりやすく、経済的・社会的集団は先述のように包摂(incorporation)やパトロネージなどを要求すること、などが存在する。

そして、これらの紛争要因に対しては、(1)派閥やエリートの連合、(2)パトロネージや被護者の拡大、新集団の包摂、(3)これらによって、新集団の権力の再分配への接近の要求に応えること、などによって対応がはかられるが<sup>34)</sup>、(1)分配できる(客観的)資源が(主観的)期待よりも少なかったり、(2)エリー

トが（競争などにより）人々の過大な要求を生み出し、それを資源の種類（経済／政治／社会等）によって分離しておくことができなかつたりすると、上述の対応の試みは破綻し、紛争や亀裂が活性化して、本格的な危機にいたる<sup>35)</sup>、というのである。

さらにアイゼンシュタットは、新家産体制内部の多様性について、(1)社会的流動性の水準における技術的・経済的發展度の高低（東南アジアはシリアやパラグアイに比して相対的には高い）とそれにとまなう社会集団・階層の構成、(2)政治的・文化的志向の積極性（フィリピン）／消極性（ビルマ、タイ）、(3)伝統的／近代的な正当性、(4)エリートの凝集度の高低、という4点の分類基準を挙げ、これらの差異が政党の組織度・派閥性、公的運動の散発性／組織性、政治的闘争の種類（派閥間関係や懐柔策／より広い要求）、連合の種類（宮廷内／人民といった範囲の広狭）などに影響する、と説明する。他方、これらを通じて共通する特徴として、この体制の安定はエリートと他の諸集団・階層との「分離」(segregation)を維持しておくことにかかっていることを指摘し、支配エリートは周辺の諸集団間、さらには全社会的な接触を制限したり、社会的な連帯につながるような資源の流れを最小限にしてこの状態の維持をはかる、と説明するのである<sup>36)</sup>。

このように新家産制を説明した後で、アイゼンシュタットは「伝統的家産体制」(Traditional Patrimonial Regime)の説明へと移る(第II章)。まず彼は、例として古代エジプト、アッシリア、バビロニア、アッカドなど中東の初期の王国、ヒクソス、ヒッタイト、モンゴルなど遊牧王国ないし帝国、ゲルマン・スラヴ族、インド・東南アジア・中米の王国、バルカン・スラヴ国家、(原型として)ポリネシアなどを挙げ、次のように特徴を要約する。

- (1)中心の構造と周辺との関係：他の古代的 (archaic) ないし歴史的 (historical) 体制とは異なって、中心と周辺との分化が存在し、中心の核には王家や祭司集団がある（商工業は少ない）が、(帝國的社會〈後述〉や完全に發展した都市國家に比べれば) 周辺との構造的な差異は小さい。周辺との間では抽象的・一般的な親族・家族の象徴が用いられ、中心はし

ばしば社会的・宇宙的な秩序の同形性（ないし分離）の概念の下で静的・社会的・宇宙的秩序の守り手（keeper）としての役割を強調する。

- (2)政策：新しい活動を促進する（promotive）のではなく、規定的（prescriptive）・規制的（regulative）で、（資源の）蓄積・（領土などの）拡大および（人民の福祉の守り手としての）再分配（ポランニー）の政策に力点がある。
- (3)政治的組織：中心は周辺にほとんど構造的変化を引き起こさず、行政は既存の地方の親族集団を介して行われることが多い。法律も刑法・行政（税）法・宗教法に限られ、民法はごくわずかしか発展していない。
- (4)政治的闘争・過程：諸集団（親族、地理、宗教、人的）の計算づくの取りまきが主で、派閥の形をとって王家への接近（中心的派閥への参与）を企てる。このような被護者ないしパトロネージの盛行が「合理的」官僚性（ウェーバー）の不在を説明する。それは、行政が（どれほど大きく複雑でも）特殊主義的・規制的・分配的だからであり、それ故にこそ「人主義」的統治（'personalist' rule）が現れるのである。この傾向は、「家産制の本質」というよりも<sup>67)</sup>、基本的な構造的特徴に固有の可能性が極端に顕現したものである。

さらに、アイゼンシュタットは伝統的家産体制の多様制について、(1)領域の範囲、(2)中心の政治的・行政的枠組みの強度、(3)技術的・経済的發展度、(4)支配エリートの範囲と強度、(5)宗教的システム、などの分類基準を示し、政治的亀裂の軸と方向・変化を説明する<sup>68)</sup>。そして、このように家産体制の二つの類型についてほぼ並行的な観点から説明を行った後に、彼はこの二つの類型の共通点の原因（第IV章）と相違点（第V章）へと話を進めるのである。

すなわち、以上の要約からも明らかなように、家産制の二つの類型は、(1)政治的問題に対処する基本的様式、(2)中心と周辺の関係、(3)支配者の政策の基本的な型、(4)政治的闘争・過程といった点において共通しており、それ故に（特に(1)の故に）これらを家産制という概念で呼ぶことには意味がある<sup>69)</sup>。このような共通性は、(1)成立の条件（国内および国際的な環境、双系的・多系的

親族関係とその相対的に低く狭い相互信頼関係)、(2)文化的志向性(広い社会的・文化的秩序への関与の弱体性、それらの秩序を「所与」とみなす傾向)<sup>40)</sup>、より「高度な」超越的秩序と社会的秩序との緊張についての認識の欠如<sup>41)</sup>、主要な諸集団・諸階層における自律的な参与への志向の欠如、および(3)社会的構造、すなわち主要な集団およびエリートの構成と内部の連帯性(諸集団および資源の分離、そのための規制、社会的階層性の存在と全国的な階層的連帯意識の欠如、構造的飛び地 [enclave] の包含、反乱の人民主義的な空想性・来世性と現世的改革志向の欠如)、などの条件によって生まれてくるのである<sup>42)</sup>。

しかしながら、伝統的家産制と新家産制とでは相違点も存在する。それは(1)発展度・分化度の違いによる(直面する)問題の差や、(2)政治的組織の差(派閥・王家/官僚制・政党)であるが<sup>43)</sup>、特に先述した(近代化にともなう)拡大の問題(新しい政治的枠組み、新しい集団のエリートへの編入、新しい象徴、新しい資源の統制・分配の型)は、上の構造的分離に基づく均衡状態を掘り崩し、危機や崩壊の可能性を生み出す。この問題自体は、国民国家ないし革命国家といった他の型の国家と共通のものであるが、新家産制においては拡大問題の諸側面(上のカッコ内)が同時に進行しないため、それらの国家の標準的な型とは異なった展開を示す。

ことにエリート内部の凝集性・連帯性・開放性・組織的経験(高/低)と紛争の程度(少/多)が「拡大/後退(regressive)」政策に影響し、これらのエリートの構造(強/弱)と既存の分離的配置(存続/動揺)とが組み合わさって、新家産体制の安定性(高/低)に影響を及ぼす<sup>44)</sup>。この変化の方向は、優勢となったエリートの種類(軍・テクノクラート/人民主義)によって異なってくる(拡大・発展政策と包含/象徴的参加・分配の新原則)。しかし、変化・激動がどれほど大きくとも、多くの「革命」集団や急進的運動自体も(中心への接近の規則・中心の集団の基盤・資源分配の型などの変更を要求するといふ)家産的性格をもっていることが多く、家産的な性格が諸集団で優勢なまじり、なんらかの家産的体制は維持される<sup>45)</sup>。

以上がアイゼンシュタットの著書の要旨である。ここに、ウェーバー以来

の古典的な「伝統的家産制」とは異なった「新家産制」の類型が明確に定立され、ロススの提起した2類型が、より緻密な概念として彫琢されたことは疑うべくもない。いささか(非伝統的な)家産制の概念を「人的統治」(=人治)に還元してしまった観のあるロスに比して、さすがにアイゼンシュタットの理論は(ウェーバーその人の叙述を思わせるような)巨視(マクロ)社会学的な包括性を備えたものであった。

もっとも、アイゼンシュタットの家産制論は、『諸帝国の政治的体系』に代表される彼の独自の諸理論や諸概念の上に構築されているだけに、ウェーバーの古典的家産制論との対応関係は一見必ずしも明瞭ではない。そこでウェーバーの議論に即してこの点を簡単に検討してみると、次のようになる。

(1)ウェーバーが挙げた(以下同様)伝統的支配という特性は、言うまでもなく伝統的家産制に限定され、新家産制からは除かれており、(2)人的支配という特性は、伝統主義的家産制の「政治的闘争・過程<sup>46)</sup>」の項でやや小さく扱われ(この点ではロススのほうがウェーバー的である)、(3)長(ヘル)の(伝統外の領域における)恣意性もあまり扱われていない一方、(4)伝統的支配の第1次的/第2次的類型という(行政幹部の有無による)区別(図1⑦参照)は、中心/周辺の分化による家産制の成立という形でやはり中心的な位置を占めている。(5)家父長制的性格および恭順(ピエテート)の情は、新家産制における温情主義的(=父親的, paternalistic)政策<sup>47)</sup>および伝統的家産制における家族・親族的象徴<sup>48)</sup>として受け継がれているが、相当比重が軽くなり、(6)単にスルタン制という以上に、強力な(家父長制的)家産制の類型を「歴史的官僚制的帝国」(Historical Bureaucratic Empire)という彼独自の類型として家産制の類型から独立させ<sup>49)</sup>、(7)家産制という概念の拠ってきたる、所有権と統治権の未分化・公私の未分化<sup>50)</sup>については、伝統的家産制の「政治的組織<sup>51)</sup>」の項で法律の問題としてわずかにふれているにとどまり、(8)家産制の家産制たる所以(本質)は、「政治的問題に対処する基本的様式」に求められている。(9)家産官僚制の特質については、伝統的家産制の「政治的闘争・過程<sup>52)</sup>」の項で一応言及しているが、新家産制については明示的な言及が存

在しない。

このうち、特に重要なのは、(6)~(8)であろう。まず(6)について述べれば、そもそも歴史的官僚制的帝国という類型は、彼が『諸帝国の政治的体系』で彫琢した、いわばアイゼンシュタットの歴史構造論の原点とも言うべき重要な位置を占めるものであり、家産制論でもこれが独自の類型として前提されるのは、(彼の研究系列のなかでは)むしろ必然の成り行きであったと言ってよい。翻ってウェーバー的伝統から考えれば、この類型を家産制とは別に定式化したこと、言い換えれば家産制から「帝国」を分離して独立の概念として設定したところに、『諸帝国の政治的体系』の重要な着想ないし貢献があった<sup>53)</sup>わけである。

この結果、ウェーバーの家産制概念においてはその代表的な例として挙げられていた中国の諸王朝や後期ローマ帝国、ビザンチン帝国、さらにスルタン制という呼称の与えられたイスラム諸帝国などが、アイゼンシュタットにあっては中央集権的な(歴史的)官僚制的帝国の類型に分類され<sup>54)</sup>、家産制の類型から外れてしまう。逆に言えば、家産制として分類されるのは、前述のような比較的未分化・未発達王国に限定されることになる。

アイゼンシュタットは特に言及していないが、ウェーバーが具体的に挙げている例の相当部分が家産制の類型ではなくなってしまうことを考えれば、これは重大な変更であると言わなければならないであろう。そして、アイゼンシュタットの描く歴史的官僚制的帝国の描像は、(家産制ないし封建制から発展した「発展した伝統的社会」〈Developed Traditional Society〉<sup>55)</sup>とされているだけに)政治的統一、社会的分化、象徴的領域の合理化、新しい型の政治的指導者、中心の結晶化、自律的な宗教的・世俗的インテリの出現、大伝統の影響、中心の周辺への浸透など、家産制に比して相対的に高度な社会という印象を与えるものとなっている。特に(名称に現れているように、概念規定の重要な要素である)官僚制については「歴史的官僚制的社会においては、行政組織がさまざまな行政的・統治的機能を遂行することに特に向けられた、明確に独立した組織として発展した<sup>56)</sup>」と述べて、次のような特徴を挙げる。

①他の政治的活動とは異なった、特に行政的活動のための組織。②通常、親族や地域集団などからではなく、技術・富・業績・支配者への忠誠などの基準に大きく基づいた採用。③官僚制の方向（すなわち、内的中央集権化と業務の特定化、比較的統一的な権威の階層制、これらの組織の仕事を規制する抽象的規則の体系の方向）へと発展する傾向をもつ内的組織的自律性の発展。④職員職業化、官吏がしだいに上のような基準によって採用された定額給与所得職員（salaried personnel）となる傾向。⑤さまざまな行政職の在職者を通常、単に主として支配者に人的に仕える者とみなすのではなく、むしろ支配者が長であるところの政体に仕える公務員とみなす職業的・準職業的イデオロギーの発展<sup>57</sup>。

一見して明らかのように、これらは、②における「支配者への忠誠」を除いて、完全にウェーバーの挙げる近代的官僚制の特徴そのものである。つまり、アイゼンシュタットは歴史的官僚制的帝国においてすでに近代的なそれと似た官僚制（へと向かう強力な傾向）が存在していたと考えているのであり、それ故にこそ「歴史的官僚制的帝国」という概念を提起したものと考えられる。賛否は別にして、彼の家産（官僚）制論を考える上で、この点を明確に認識しておくことはきわめて重要である。

次に(7)および(8)の点に移れば、まず第1に、そもそもアイゼンシュタットの議論には、ウェーバーの家産制という概念の背後に密接不可分なものとして存在している家（ないしオイコス）の姿が希薄であること（(5)と関連する問題）に注意する必要があるだろう。ここから、統治権と所有権ないし公私の未分化という問題がそれほど大きく扱われていないという結果（(7)）が生まれてくるのである。それ故、アイゼンシュタットの説明からは、家産制が家産制と呼ばれるべき必然性はあまり明確には読み取ることができない。ウェーバーの有名な概念を借用したにすぎない、というようにすら感じられるのである。

それでは、彼が家産制という概念で（伝統的家産制とともに）新家産制をも呼ぶことができるとした理由である「政治的問題に対処する基本的様式（の



共通性)」「(8)とは、具体的には何を意味するのだろうか。私たちは、ここでひとつの問題に逢着する。これは、いわばアイゼンシュタットの家産制論の要に位置するものであり、これあるが故に新家産制という概念が成立する「家産制の家産制たる所以(本質)」とでも言うべきものであるにもかかわらず、どういうわけか、不思議なことに、これを明示的に説明している箇所は必ずしも見当たらないのである。

そこで、彼の論述全体のなかから最もその説明に近いと思われる箇所を引用してみよう。アイゼンシュタットは、二つの家産制の共通性について述べている部分で、諸集団・諸資源の分離に言及してから次のように言う。

「それ故に、大部分の近代的新家産制と同様に、伝統的家産制では、そのようなシステムの継続を確実なものとするために特別な政策が発展させられなければならなかった。伝統的および近代的家産的システムの類似性が際立つのは、実際、政治的問題に対処する様式を指し示しているこれらの政策においてなのである。

支配者は、都市国家や部族連合とはまったく対照的に新しい政治的参加の型ないし新しい政治的象徴の概念が発展する可能性を最小限にしようとし、そのような政治的概念および組織が発展する傾向をもつかぎり、それらを抑圧ないし分離しようとした。

それ故、これらの中央エリートは、新家産体制の場合と同様に、社会中の各々のそのような種類の資源の流れを規制しようとした。またそれ故に、彼らは、異なった集団が同時に、社会的ないし地域的な規模で、異なった種類の資源を(特に親族のおよび宗教的なそれと政治的ないし経済的なそれとの組み合わせで)自由かつ同時に交換し、このようにして自分たち自身でより独立して、中心の枠組みに接近する道を作り出す可能性を最小限にしようとした<sup>68)</sup>(傍点筆者)。

ここで言われていることは、資源および象徴(イデオロギー)の双方の面において、家産制ないしその下の分離構造を揺るがせるような政治的運動が発展する可能性を抑圧しようとする政策が存在していたということにすぎな

い。敢えて命名すれば、「分離持続策」とでも言うべきであろうか。もし、これがアイゼンシュタットの言う「政治的問題に対処する基本的様式」そのものならば、これはかなり漠然としたものと言わざるを得ないであろう。残念ながら、家産制の家産制たる所以という最重要な論点については、私たちは（彼の議論にさまざまな優れた示唆は散在するものの）ウェーバーを超えた明晰な定式化は必ずしも明確に認めることができないのである。

したがって、家産制論の到達点と考えられるアイゼンシュタットの新家産制論にも、いくつかの重要な限界がなお存することになる。これらを克服する方向については後述するとして、以下では、ASEAN 諸国に焦点を絞って、概念の有意性を検討してみることにしたい。

## 第2節 概念の有意性

### 1. ASEAN 諸国への適用例

ロスおよびアイゼンシュタットによって家産制論が再提起されて以来、家産制の概念は比較政治（社会）学のなかに再生し、さまざまな地域研究で用いられるようになってきた<sup>59</sup>。先に見たとおり、アイゼンシュタットの新家産制論においても、すでに東南アジア諸国がしばしば重要な例として挙げられていたのであり、これら諸国の各国研究にも（新）家産制の概念が用いられるようになるのは、むしろ当然の成り行きと考えることができる。

この文脈において、まず先駆的な意味をもつのがE・L・ショーの論文「タイ官僚制」（1960年）<sup>60</sup>である。この論文はロスの論文（1968年）に時期的に先行するものであり、それ故家産制の概念は当然用いられていない。逆にロスのほうがこの論文を典拠として、タイの官僚制をトルコの例<sup>61</sup>とともに典型的な家産官僚制の例として挙げたのである。

それでは、この論文ではタイの官僚制についてどのような説明がなされて

いたのであろうか。まず、ショーはタイの社会や政治では一般的に人的派閥の影響力が大きく、獵官（スポイルズ）や腐敗などが広がっていることを指摘した上で、伝統的に高い地位にあり、今日も国政に重要な影響力をもつ官僚層にも同様の現象が見られることを説明する。彼によれば、主としてイギリスに倣って作られたタイの官僚制は、形式的にはウェーバー・モデル（近代的官僚制）に即しており、法的には国家行政委員会（National Civil Service Commission）が統一的な規則に基づいた人事に責任をもっているが、実際には政治的影響力によってその力は制限されている。公開競争試験などの能力制（メリット・システム）や定額俸給制・昇給制などが定められているが、実際にはさまざまな方法で情実（favoritism）人事により採用・配置・昇進・昇給などが大きく左右されている。もっとも、これは全面的なパトロネージのシステムというわけではなく、能力制・実力主義と共存しているのであり、大多数の公務員の職は安定しているが、幹部には政治的（党派的）人事が行われるので、政治的変動があると閑職に追いやられる危険が高い。また政治的中立の原則はしばしば侵犯され、権力の座にある政党ないし派閥は公務員を選挙活動に動員する。組織内部でも、（小さな取賄などの規則違反を行った）部下を上司はなるべく大目に見ようとする。また、公式な組織と重なる形で、人的でしばしば短期的な庇護－従属関係（パトロン－クライアント関係）が存在し、部下の忠誠はむしろ後者によって確保されている。それ故、出世を望む官僚は、有力者に頼って引き立ててもらおうとする。これらの結果、行政には腐敗と特殊主義（particularism）とが横行することになる。

以上が、ショーの論文の要旨である。人治制という形で（非伝統的な）家産制を把握したロスにとって、この論文がちょうど自説を例証する好個の材料と映ったのも、もっともなことと思われるであろう。ウェーバー・モデルに即した形式的な法制度の下で実態として広範に存在している人的側面が、家産（官僚）制の概念によって把握されることになったわけである。

こうして（ロスらによって）家産制の概念が本格的に再提起された後に、この概念を中軸的に用いてASEAN諸国の政治を分析した代表的な例として、

H・クラウチの論文「インドネシアの家産制と軍事的統治」(1979年)<sup>62)</sup>とP・D・ハッチクロフトの書評論文「フィリピン国家の寡頭勢力と側近財閥——家産制的略奪の政治」(1991年)<sup>63)</sup>を紹介してみよう。

まずクラウチは、ロスやアイゼンシュタットの論文に言及してから、統治者が、競合する派閥の均衡(バランス)をとりながら権威を保つという(植民地時代以前のジャワ帝国に存在した)家産的要素が「指導される民主主義」期にも「新秩序」期にも見られ、これらの時期の短期的な安定は家産的要素によって説明され得ることを指摘する。「指導される民主主義」期においては、スカルノ大統領が伝統的なスルタンのような儀礼的・象徴的威厳を纏い、共産党・軍および他の諸政党・諸集団などに(ちょうどかつてスルタンが王宮で廷臣の各派閥に対してしたように)それぞれ人的な利益を分配して均衡をとることによって、家産制的に統治しようとした。けれども、伝統的な家産制の場合とは違って、共産党と軍の間には鋭いイデオロギー的対立があり、共産党は大衆を動員する近代的組織をもっていたので、スカルノには物質的利益を与える伝統的な手法で両者の対立を調停することができず、軍のクーデターによってこの家産制的な体制は崩壊することになったのである。

こうして共産党が崩壊し、大衆が非政治化されたために、再び新しい家産的体制が成立する条件が生まれてきた。エリート間のイデオロギー的対立も消滅したため、「新秩序」期において、スハルト大統領は(支持者はもとより、不満のある将校にまでも文官のポストを与えたり、経済界への進出を援助したりする)パトロネージの分配によって権力を確立した。軍(および行政)に支援された企業(しばしば華僑が協力)による経済支配はしばしば腐敗という非難をまねいたが、以上のようなパトロネージないし利益は、伝統的なジャワにおいて存在したような忠誠への報酬とみなされ、度を越さなければ腐敗とはされなかった。この結果、スハルトに対する将校間の忠誠の競争が起こり、スハルトはそれぞれに然るべく報いることによって均衡をとった。外資流入や石油産出による経済の急成長がこれを可能にしたのである<sup>64)</sup>。

このように、クラウチはスカルノやスハルトを伝統的な家産君主に、また

その下の諸政治主体を傘下の領主ないし諸侯 (patrimonial-style fiefdom) に例え、戦後インドネシアにおける二つの主要な体制の力学を家産制の概念を用いて説明した。その上で彼はスハルトの「家産制の未来」について、(1)経済的發展による規則・官僚制化、合理性の(要請の)増大、それを目指す改革志向の経済テクノクラートや将校(軍事テクノクラート)と家産制的軍人との対立、(2)中産階級のうちの地場企業家、知識人・ジャーナリスト・かつての政党活動家、学生や都市の貧民、農村部の不満などの不安定要因を挙げ、政府はこれらの不満をもつ人に利益分配で対応することができないために抑圧の強化で対応する可能性が高いとし、最終的には「インドネシアの外見的には家産的な政治構造は非家産的基礎の上に建てられており、家産的な型の安定は持続するとは思えない<sup>(65)</sup>」と述べ、論文を結んだのである<sup>(66)</sup>。

クラウチがこのような予測を述べてからすでに16年ほどが経つが、依然としてなおスハルト体制は持続しており、ようやくスハルト後が明らかな課題になってきた今日、(クラウチが指摘した)家産制的要素が今後どのような運命をたどるかという問題には改めて興味もたれるところであろう。ここでフィリピンに目を転じれば、ハッチクロフトの論稿は、同様の長期間この国を支配したマルコス政権の崩壊後に書かれ、やはり同様の家産制的性格をフィリピンについて指摘したものである。

ハッチクロフトのこの文章は、フィリピン政治についての四つの著作の書評文 (Review Article) の形をとっているが、実際には量的にも (36ページ) 質的にも独立した論文とみなし得るような充実した内容をもっている。取り上げた4冊のなかで彼が好意的に論評しているのは、B・A・アキノの『略奪の政治——マルコス下のフィリピン——』(1987年)<sup>(67)</sup>とD・ワーフェルの『フィリピン人の政治——発展と衰退——』(1988年)<sup>(68)</sup>であるが、特に、(すでに近年のフィリピン政治についての「標準的文献<sup>(69)</sup>」となっているほど)優れた概説的研究書である(とされる)後者においては「家産制」ないし「中央集権的家産制」(centralized patrimonialism<sup>(70)</sup>)といった概念が用いられ、マルコスの戒厳令体制を最も正確に表す表現として、(単なる家産制でも近代的

官僚制に立脚するものでもなく)「家産的官僚主義」(patrimonial authoritarianism)ないし(「その規模にしては高度に人的 [highly personalized] だが、エチオピアの王制やドミニカないしニカラグアの独裁よりもずっと制度化された)「新家産的」(neo-patrimonial)という用語が提示されている<sup>(71)</sup>。けれども、ワーフェルにあっては「ひとつの理論的定式化に到達することよりも、むしろフィリピン人の政治についての注意深い描写的説明を与えること<sup>(72)</sup>」に主眼があったためか、これらの概念について、また彼が用いる他の多様な概念<sup>(73)</sup>(との関係)についても同様に、十分な説明がなされていない<sup>(74)</sup>。そこで、ハッチクロフトはワーフェルの著書のこの弱点を(指摘するとともに)補い、丹念にウェーバーに遡って家産制の概念を用いることにより<sup>(75)</sup>、副題にある「家産的略奪の政治」(明らかにアキノの著書名にワーフェルの概念を合成したものである)を理論的に整理しようと試みたのである。

この際彼は、ウェーバーから多くの引用を行っていることからわかるように、単にロス等の概念に頼るのではなく<sup>(76)</sup>、可能なかぎりウェーバーの原典に即して家産制の概念を用いようとしている。(1)フィリピンは、戒厳令以前・戒厳令下・アキノ体制のいずれにおいても、政治・行政には(寡頭勢力や側近財閥のように)特殊主義的な要求・行動が横行し、ウェーバーが指摘する人的要素が強いし、(2)マルコスは分散的家産的政体 (decentralized patrimonial polity)<sup>(77)</sup>を中央集権化しようと試み、古い寡頭勢力 (oligarch) の力を削いで飼い慣らしたが、その代わりに彼の取り巻きないし側近財閥 (crony) を引き上げることによって、以前の家産的略奪の形を拡大したにすぎなかったのであり、これは、ウェーバーが「家産的官吏制度は、職務の分割と合理化が進むにつれて、……官僚制的特徴を備えるようになることもある<sup>(78)</sup>」が、家産制的性格はますます明確になる、と述べていることに対応する。このように指摘して、彼は家産制の概念がフィリピンの政治経済の理解に有益であり、ことにマルコス支配のさまざまに異なった側面(対抗する庇護者 [パトロン] の権力基盤の切り崩し、忠実な友や家族への依存、側近財閥の利益や輸出独占の促進、外国債の浪費、経済的戦略など)を統一的に理解するため

に役立つ、というのである<sup>(79)</sup>。

とはいえ、もちろん（独立後の）フィリピンとウェーバーが分析した対象とは大きな差異も存在するから、彼の家産制の概念が完全にそのまま利用できるわけではない。すなわち、(1)ウェーバーは（その歴史観からして）合法的な植民地国家に「新家産制」が成立するとは思わなかったろうが、フィリピンでは1946年の独立後に（国家の経済的役割が拡大するにともない）家産的特徴が強まった。(2)マルコス体制を除けば、戦後のフィリピンには（ウェーバーが家産制に想定していたような）明確な中心的支配者が存在せず、名目的には強力なはずの大統領は「地方の家産的領主」に大きく譲歩せざるを得なかった。(3)ウェーバーの描く家産制は自己完結しているが、フィリピンは外国資金に頼っており、マルコスの戦略はスイスの銀行やマンハッタンの不動産などの世界を抜きにしては考えられない。(4)ウェーバーは「近代化」しつつある経済で家産的特徴が強まるなどとは想像しておらず、貨幣経済や通信・交通の進んでいない地域に家産制を想定していたが、少なくとも全国単位ではフィリピンはそうではない。

このようにウェーバーの想定との相違点を述べて、ハッチクロフトは「ウェーバーの枠組みを彼が予期していなかった背景に移植することを強調するために」、家産制というよりも「家産的特徴」(patrimonial features) という用語を用いる<sup>(80)</sup>、と述べるのである。

この後、彼は以上のような観点を踏まえて、(1)戒厳令の背後の動機、(2)経済的戦略の選択に当たって、テクノクラート・国際的多国間機構および外国借款の役割、(3)側近財閥とマルコス親族の台頭、(4)1980年代前半における「旧寡頭政」の復活、について順に説明を行ってゆく。まず、独立後に（タイやインドネシアと異なって）官僚的エリートが現れなかった一方で、大地主が庇護者（パトロン）として官僚制をも支配する寡頭政が成立し、アメリカなど外国の援助を受けつつ、①中央の官僚制における人的性格の増大と競争試験の役割の低下、②庇護－従属関係における国家の資源の比重の増大、③国家から利益を引き出す行為（レント・シーキング）の増大、などを通じて

(新) 家産的特徴 (公私の区別の低下) が増大した。

この体制に対するマルコスの戒厳令 (上記の(1)) は、(国内経済派対開放派と  
いった) 経済政策をめぐる対立に基づくというよりも、むしろ——派閥間競  
争による (特に選挙時の) 分配圧力に経済が耐えきれずに起きた (1969年選挙  
後の) 国際収支危機とその後の通貨下落・インフレのなかで—— (B・アキノ  
やE・ロベスなどの) 敵対 (ライバル) 派閥の打倒に向けられたものであり、  
フィリピン政治の家族集団の重要性を失わせるものではなかった。

マルコスは従来の分散的家産政体を集権化し、議会・選挙の廃止によって  
分配圧力の負荷をなくし、一方アメリカやIMF・世界銀行から従来よりは  
るかに大きい援助・融資を引き出して、短期的には経済的状况を好転させた  
が、その後は (テクノクラートよりもむしろ) マルコスや彼に対する長年の忠  
誠によって (家産制的に) 選ばれる側近財閥の利益によって経済政策も左右  
された ((2))。それ故、これは単なる権威主義的体制というよりも、むしろ  
制度的な官僚制の改革と人的な家産的略奪とが共存した「家産的権威主義」  
ないし「新家産制」(ワーフェル) とみるべきである ((3))。

こうして、マルコスは全国的な庇護-従属のネットワークの「最高代父」  
(supreme godfather) (ワーフェル) ないし家父長的な「国の父にして母」(ア  
キノ) となるが、(ウェーバーが描いているモデルのように) この「家産的君主」  
たるマルコスは「地方領主」を滅ぼすことはできず、1980年代の前半には  
(特に81年の金融危機時の側近財閥救済を契機として) マカティ・ビジネス・ク  
ラブ (82年結成) をはじめとする戒厳令以前からの「旧寡頭政」勢力が復活  
し、マルコスは彼らからの反対に直面することになった ((4))。ペニグノ・  
アキノ暗殺やその後の国際金融からの信用失墜を経て、彼らはコラソン・ア  
キノ支持に回る。そして、アキノ政権の下で、寡頭勢力は (80年代初頭の金  
融・財政危機の主因となった) 側近財閥系企業やパトロネージに支配された国  
営企業などの「政治寄生的資本主義・資本主義的大商業<sup>81)</sup>」(ウェーバー) を  
攻撃し、自由化・民営化を行った。しかしながら、今度はまた (戒厳令体制  
以前のように) 分散的政体において権力の座にある寡頭勢力が国家から恣意



的な人的裁量によって利益を得ることが可能となる状態に戻ってしまい、家産的特徴は持続している。

以上からハッチクロフトは、マルコスの支配によってフィリピン国家の性格が根本的に変化したということではなく、彼の失脚後のアキノ政府は「根本的には、より分散的な戒厳令以前のシステムの復活<sup>82)</sup>」であるととらえて、この継続性の原因をフィリピン国家の家産的特徴に求める。そして、なぜ（フィリピンでは）このような家産的特徴が持続・進化するのかを説明する必要性、そして（たとえばタイとの比較などの）「比較家産制」(comparative patrimonialism) のモデルへの寄与の可能性を指摘して、論稿を締めくくるのである<sup>83)</sup>。

## 2. 考察と展望

以上、(新)家産制論と密接に係わりのある3本の論稿を可能なかぎり忠実に要約・紹介した。残念ながら、各国についてそれぞれの所論の妥当性を緻密に検討する能力は筆者には存在しない。そこで、前節で紹介した家産制論の文脈において、いささか是有意義かと思える若干の考察と展望とを述べておくことにしよう。

第1に、政治体制論としての家産制概念の有意性について。従来一般に政治体制、ことに発展途上国の政治体制は、「権威主義（強権体制）／民主主義」ないしそれと連動する「軍・官僚制／文民・政党」という政権の中心的な担い手の観点<sup>84)</sup>から考察されることが多かった。もちろん、この種の観点が重要な意味をもつことは改めて言うまでもないが、政治体制を考察する際には同時にまた、必ずしもこのいずれかの側にものみ限定されることのない体制の性格ないし体質に目を向ける必要もある。たとえば、ハッチクロフトの分析は、家産制的な特質が「戒厳令以前／戒厳令下／マルコス後」にわたって、「分散的家産制／集権的家産制／分散的家産制」（およびそれともなう「寡頭勢力／側近財閥／寡頭勢力」）というように、ふりこ連動のごとく形を代

えながら存続していることを主張しているが、この三つの時期は形式的には「民主主義／権威主義／民主主義」ということになるから、上記の観点のみを唯一のものとするならば、家産制的側面の共通性は見失われてしまう。また、「タイにおける政治体制の周期的転換」(村嶋英治)<sup>85)</sup>を考える際にも、目まぐるしく変転する表面的な政治体制の底辺にあって変わることはない(より深層の)構造を把握するために、家産制概念は有益ではなかろうか。さらに、クラウチが行ったようなインドネシアについての分析すらも、「指導される民主主義→新秩序」という、共に権威主義的な体制間の移行を対象とするものであるにもかかわらず、なお十分に新鮮である。形式的に同種類の政治体制が現れる場合にも、その理由について、この視点は有益な示唆を与えてくれるのである。

もちろん、従来もこのような側面については文化論的考察が行われてきた。しかし、主として人類学や社会学などで行われてきた文化論と政治学における政治体制論との間には、さほどの関連が存在していなかったように思われる。政治学はこの種の考察を文化論に委ねる一方で、政治体制の基層に存在する本質的な側面についての考察を怠ってきたのではないだろうか。

巨視的社会学で開発された家産制という巨視的概念(ウェーバーの言う「家産国家的構成体」、アイゼンシュタットの言う「(新)家産(体)制」)は、(文化論と政治体制論との間の)この欠を補うものとして有意義であろう。たとえば、「家産的権威主義／家産的民主主義」といったような概念を提起することにより、私たちはこの二つの観点の結合を企てることができる<sup>86)</sup>。前者の有意性は(目の現実があるが故に)改めて言うまでもあるまい。他方、今後はアジアの権威主義的体制においても、現在のラテン・アメリカやあるいはフィリピン・韓国等のように、(表面的には)民主主義体制への移行がいずれ起きるものと予想ないし期待される。にもかかわらず、内実において真に善き民主主義的な政治を形成することは必ずしも容易ではあるまい。将来予想され得るこのような事態にあってなお、家産制(的民主主義)の概念は意義を発揮すると思われるのである。そしてまた、すでにそのような現実によく直

面しているわれわれの日本との比較において<sup>87)</sup>。

第2に、官僚制論としての家産官僚制概念の有意性について。現在、ASEAN諸国については官僚制の権力の強大さが注目され、たとえばタイやインドネシアについては先述したリッグスらによる官僚政体(Bureaucratic Polity)論<sup>88)</sup>が、シンガポールについては行政国家論が唱えられている(本書第4章岩崎論文参照)し、さらにリッグスは近年自らの官僚政体論を一般化し、「東南アジアにおける官僚権力(Bureau Power)」(1993年)<sup>89)</sup>なる論文を執筆して、第三世界一般、特にこの地域における官僚制の権力に改めて注意を促している。もちろん、私たちがこのような視点の重要性を否定するものではなく、その必要性は疑うべくもない。

けれども、私たちは、第1点と関連して、ここにもまたひとつの問題が存在していることを指摘せざるを得ない。「官僚権力」の強大さについての指摘は、それだけではややもすると、制度的にも人材的にも整備された効率的な官僚機構の存在を連想させやすいが、シンガポール等の例外を除けば、大多数の国の実情は必ずしもそうではない<sup>90)</sup>。「官僚権力」の強大さが意味しているのは、主として政党(政治家)の弱体性に比しての、統治を担う主体としての相対的な権力の強大さなのであって、官僚機構の効率性や優秀性ではない。ここにあるのは、「官僚制支配」ではあっても、(法制度上はともかく実体的には)ウェーバーが不可避免的に進展するとみた(技術的に優秀な)近代的官僚制では必ずしもない。

それ故、このような官僚制を実態に即して把握するためには、家産官僚制の概念が有効であろう。たとえば、これを「ポスト植民地官僚制」と呼ぶ<sup>91)</sup>ことは——別に誤りではないにしても——、その挙げる「国家クライエントリズム」等の特徴を家産官僚制の概念以上に明確に表しているとは思われず、ウェーバー以来の官僚制理論の蓄積と伝統からして、仮にこの概念を用いるとしても、「ポスト植民地官僚制」の多くは家産官僚制的な特徴をもつことを認識することが肝要であろう。

そして、このように把握することは、官僚制支配という意味における「官

僚権力」の強大さと矛盾するものではまったくない。そもそも、ウェーバーの家産制論自体が、(ことに集権的な家父長的家産制の類型においては)長(ヘル)は言うまでもなく、それに人的に従属する家産官吏の(臣民に対する)権力の強大さをも含意しているのであって、家産制においては、民主主義との関連が問題になる近代的官僚制以上に、(臣民に対する)官僚制支配が強力なのである。いわば「家産官僚制支配」は「近代的官僚制支配」以上に強力と行うことができるのであり、家産制論の観点からすれば、リグスの「官僚制権力」論は「家産官僚制支配」という家産制論の古典的含意を改めて確認したものとみなすことができるのである。

しかし、この(他の主体に比しては相対的に)強力な官僚制は、家産官僚制的なものである以上、効率的・優秀なものではない。公私の混同、恩顧主義、腐敗などの(近代的官僚制の基準からみれば)病理現象が随所にみられ、この傾向はことに地方にいくほど甚だしい<sup>92)</sup>。もし、近代的官僚制ではないにもかかわらず、これらの病理現象の相当程度の抑制に成功し、地方にまで行政的効率性を浸透させることに成功したならば、それはむしろアイゼンシュタットの言う「帝国」下の官僚制(以下、「帝國的官僚制」と呼ぶ)に似たものとみなすべきであろう。幸か不幸か、ASEAN 諸国には「歴史的官僚制的帝国」は存在しなかった。そして、現代においても、たとえばマルコスはいわば新家産制の「君主<sup>93)</sup>」たることはできても、(軍と官僚制で敵対者を完全に沈黙させるような)「帝国」の「皇帝」たることはできなかつた。それ故、ここではやはり家産官僚制的な特徴が問題となるのである。

第3に、「新家産制」の概念の有意性について。ロスおよびアイゼンシュタットの考察が突破口となって、ウェーバーの(伝統的支配の一類型としての)家産制論の限界が乗り越えられ、現代の比較政治学のなかにこの概念が甦った経緯はすでに詳述したところであり、その意義を改めて述べる必要はあるまい<sup>94)</sup>。「新家産制」(アイゼンシュタット)の概念そのものを用いるかどうかは別にして、クラウチやハッチクロフトの業績は彼らの示唆を踏まえて成立したのであり、もしそこになんらかの価値があるならば、それは新家産制と

いう把握の意義を例証しているわけである。彼らが分析したスハルト体制やマルコス体制は、今日しばしば「開発独裁」ないし「開発（指向型権威主義的）体制<sup>95</sup>」として説明されているが、これらに言うところの「開発」は、アイゼンシュタットの言うところの「拡大」の典型的な例であろうと考えられる。それ故、開発体制という把握もまた、新家産制という理解と矛盾するものではないのであり、この点を強調して「新家産的開発体制」と呼ぶこともまた可能であろう。

新家産制という概念を用いるにあたって特に注意すべきことは、この用語においては「家産制」という性格が強調されているものの、それは同時に形式的には近代的な形態ないし外観の下に存在しているということであろう。たとえば、マルコスも（少なくとも初期には）官僚機構の整備をはかったり、戒厳令下の「レファレンダム」により統治の正当化をはかったりして、「合法的支配」の外観を装った。アイゼンシュタット自身が言うように、新家産制の「政治的組織」にはしばしば（一見近代的な）官僚機構や政党が存在しているのであり、同時にまた憲法以下の法律が整えられて合法的支配の形式がとられているのである。

それ故、新家産制とはいっても、実際には単なる「家産制」が存在するのではなく、その要素と近代的な要素（ことに法制度）とが共存しているのである。この点は、アイゼンシュタットのみならず、ショー（能力制の存在）、クラウチ（非家産的基礎）などが等しく付言しているところであり、ハッチクロフトにいたっては、このような点に鑑みて、注意深く「家産制」という用語そのものを使うことを避け、「家産的特徴」という用語を用いるほどであった<sup>96</sup>。私たちも、この点には大きな注意を払わなければならないと考えるものであり、より正確を期すならば、単に「新家産制」というよりもむしろ、「近代的家産制」、さらには（家産的・近代的双方の要素の重層性を強調して）「重層的（近代-家産）体制」（Syncretic Regime）と呼ぶべきであると考ええる。単に近代的制度の下に家産的要素が実態として存在するというだけでなく、この二つの要素の共存と拮抗とが、そのいずれにも還元しきれない

独特の力学（ダイナミズム）を生むという点にも注意を促したいからである。

とはいえ、表層的な近代的・形式的側面のみにとらわれる分析の横行する現在にあっては、前者の点を強調することがまずは急務であり、さらに可視的な近代的制度ないし要素の存在自体はある意味では自明でもあるが故に、便宜的に「新家産制」という簡潔・素朴な用語を用いることもなお許されるであろう。そして、この種の概念の有意性と必要性とは、体制論一般のみならず、官僚制理論においても劣らない。ここでは、ショーの先駆的な分析が示したように、近代的官僚制の制度ないし外観と家産官僚制的な実態（典型的には恩顧主義）とが共存しているのであり、私たちはこのような官僚制を今後「新家産的官僚制」(Neo-Patrimonial Bureaucracy)、さらには「重層的（近代一家産）官僚制」(Syncretic Bureaucracy)と命名したいと考えるのである。

第4に、しかしながら、(新)家産制の概念にはなお彫琢が必要であることについても、併せて指摘しておきたい。現在はまだ、論者によってこの概念の用法に相当な差が存在し、ウェーバーの古典的家産制論から自分の扱う対象に該当する部分を適宜抜き出して使っているというのが実情である。紹介した適用例においても、ショーの議論は後にロスが重視した人治の側面に主として焦点を併せているのに対し、クラウチやハッチクロフトはウェーバーの家産制論における巨視的な力学のほうに重点を置いているし、この両者の適用の仕方自体もまったく同じではない。さらに、ロスに代表される前者のような家産制概念の用法は事実上ほとんど庇護-従属関係（の存在）を意味している（にすぎない）という批判的考察もなされている<sup>97</sup>。現在のところ、紹介したアイゼンシュタットの議論が最も包括的かつ詳細であり、今後の議論の基礎をなすと思われるが、すでに若干の論評を加えたようにいくつかの問題点も存在しているので、今後この概念を本格的に用いるにあたっては、前述のような批判や再検討を踏まえつつ、ウェーバーの古典的な概念に遡って、さらに入念にこの概念を彫琢することが必要であろう<sup>98</sup>。

第5に、東南アジアないしASEAN諸国一般に対してこの概念を適用する

可能性について。すでに述べたように、アイゼンシュタットの議論においては、東南アジア諸国が（ラテン・アメリカや中東、アフリカ以上に）彼の（新）家産制論の典型的な例としてしばしば挙げられていた。また各国別の分析としても、クラウチやハッチクロフトの論稿は、家産制概念を用いた代表的な例に属する。これらから推定するに、東南アジアは新家産制の概念が適用され得る可能性が最も高い地域のひとつと考えられよう。

ここで私たちが想起するのは、わが国の東南アジア研究者として高名な矢野暢の「小型家産制国家の理論<sup>97)</sup>」である。矢野の「小型家産制」の概念は、彼自身が「率直に」認めているとおり、ウェーバーから直接「ヒント」を得たものであり<sup>(100)</sup>、比較政治（社会）学における家産制概念への着目を知らずして、独力で同時並行的に（東南アジアにおける）この概念の有意性に注目した矢野の着眼の鋭さには、その後の毀誉褒貶は別にして、「率直に」敬意を表したい。矢野がこの理論を初めて公表したのは1979年のことであり、ちょうどクラウチの論文が刊行された年と同じである。しかし、矢野は（管見の限りでは）その後今日にいたるまでロスやアイゼンシュタットの家産制論には言及しておらず、この独立した同時並行的な着想という事実自体が、家産制概念の東南アジアへの適用可能性をいっそう証左するものと言えよう。

しかしながら、他方、このことは彼の議論にひとつの限界を画すものでもあった。矢野は「ウェーバーの社会学理論で東南アジア世界がうまく説明できるとはおもえない<sup>(101)</sup>」として、（前述のように）彼の概念に示唆を受けたことは認めつつも、むしろウェーバーとの断絶性を強調する。彼が「東南アジア世界をまるはだかにする理論的な試み」（傍点原文）<sup>(102)</sup>と云う「小型家産制国家」とは、この地域に限定されて構成された概念であり、「河川の支配を権力の基盤とし、領域支配の観念と実践に乏しく、分節的でルースな社会の上に成立する、ヒンズーの王権思想に拠る小規模な家産制的権力のこと<sup>(103)</sup>」を指す。彼は、このような国家類型が、19世紀中頃までの東南アジアに明瞭に見られ、なお今日の政治を強く規定しているというのである。

しかしながら、この矢野の「小型家産制」という概念は、少なくともアイ

ゼンシュタットの家産制論とはきわめて共通性が高い。矢野は、ウェーバーの家産制論について（古代エジプトや中国を例としているところからわかるように）「専制的な巨大権力の説明概念としては有効だが、東南アジアのささやかな王朝を説明するには適当ではない<sup>[104]</sup>」として、ウェーバーとの差異を強調するのだが、前述したようにアイゼンシュタットはこれらの「専制的な巨大権力」を「帝国」と呼んで家産制と区別しているのである。さらに矢野が前述の定義を敷衍して説明する4点のうち、東南アジア固有の地理的特質に係わる「①河川との関係」を除く他の3点、すなわち、「②権力の特質（小型家産制、ヒンズーの王権思想、官僚制の特異性）」、「③分節社会」、「④社会構造のルースさ（双系性、2人間関係の論理）<sup>[105]</sup>」については、アイゼンシュタットも「構造的分化の水準（の低さ）、中心と周辺の関係、ことに中心の宇宙的秩序との係わりと周辺への浸透の限界や境界の曖昧性<sup>[106]</sup>、双系的親族関係の文化」等の概念によって、事実上ほぼ同趣旨の内容を、より普遍的・抽象的な形で説明している。確かに、「帝国／家産制」というアイゼンシュタットの導入した区別はウェーバーの古典的な家産制概念に対する重大な修正を意味するものであるが、アイゼンシュタットの議論の他の点におけるウェーバーとの連続性・共通性を知っていれば、矢野もこれほどウェーバーとの断絶性を一面的に強調することはなかったのではなからうか。そして、こうすることによって、彼は自らの着眼を東南アジアという地域に限定し、その普遍的な可能性を狭めるという結果に陥っているのではなからうか。

同様のことは、矢野が続いて挙げる「小型家産制国家の発展論理」や「逆シナリオ——5つの法則<sup>[107]</sup>」等にも妥当する。これらの、それ自体は優れた指摘の相当部分は、ウェーバーの家産制論と密接に関連し、かつ今日の他の地域にも妥当する現象であるにもかかわらず、矢野はそれらを、ウェーバーの普遍理論と関連させることなしに、東南アジアに固有の特徴として描き出すために、社会学的・政治学的に普遍的な展開を行う可能性が削がれてしまっている。おそらくこのことが一因となって、その後彼の理論は、矢野言うところの「政治的生態史観」の方向のみに展開し、各国の緻密な実証分



析と有機的に連携することがなかったのであろう。

残念ながら、筆者は（矢野が大いに尽力した東南アジア研究の発展にもかわらぬ）彼の理論が（クラウチやハッチクロフトのように）各国研究に適用された例を寡聞にして知らない。ましてや、それを（小型）家産官僚制の個別研究として発展させていった例は皆無であらう。このような展開を可能にするためには、むしろ家産制概念を（ウェーバーからの発展系列のなかに置いて）普遍的に構成し、矢野が指摘する「小型家産制」独自の特徴（たとえば河川との関係）は、家産制の東南アジアにおける特徴として整理し直すほうがよいのではないだろうか。この場合、矢野の「小型家産制」という国家類型は、（アイゼンシュタットによれば、そもそも「小型」なことが多い）家産制一般の、東南アジアにおける下位類型ということになるわけである。

それでは、第6に、そして最後に、ASEAN諸国のそれぞれに家産制概念を適用する可能性については、どうだろうか。矢野自身が指摘しているように、「東南アジア」という表現自体が学問的には現実妥当性をもたないと主張されているほど<sup>108)</sup>、この地域の実態は多様であり、この概念の有意性も（概括的には前述のように言うことができても）最終的には各国・各地域について個別に検討しなければ判断を下せないであらう。本項冒頭で述べたように、筆者にその能力と準備は存しないが、現在可能なかぎりで考察の視点と若干の私見とを述べておこう<sup>109)</sup>。

ASEAN諸国について家産（官僚）制の概念の適否を考える場合、第1の考察の基準は、伝統的家産制（の遺制）の存否および強度、すなわち（明らかに家産制的であると考えられる）伝統的家産制国家が部分的にでも制度的に残存ないし存続しているか否か、またその強さはどのくらいかという点である。この観点からすると、明らかに君主制のブルネイは最もこの存続度が高く、次いで立憲君主制（ラタナコーシン王朝）ながら国王に制度的・非制度的に実質的権力の残るタイと（マラッカ王朝以来の）スルタン制が制度的に残っているマレーシアにも、なお伝統的家産制の要素が残っていると考えることができよう。この要素は、単に制度としての国王ないしスルタンの権力として存

在しているだけではなく、官僚ないし国民一般の思考・行動様式（精神構造）に影響を与えることによって、国家ないし官僚制に家産的な特質を与えている可能性が高いであろう。

次に、第2の考察の基準は、言うまでもなく新家産制的な側面の存否である。伝統的家産制が制度としては廃止ないし改革されていても、近代的制度の外観の下に諸政治主体の現実の思考・行動様式として家産的要素が存在している場合を新家産的要素というのであった。この要素の存否および強度は、正確にはウェーバーないしアイゼンシュタットが描いているような（巨視的な体制の力学などの）諸特徴を全体的に考察して判断されるべきであるが、便宜的な簡易法としては、その国の政治ないし官僚制における人的要素、ことに恩顧主義（およびそれにとまなう腐敗）の強弱によってある程度の推測を行うことが可能であろう。ロスのように人的要素を（新）家産制の唯一ないし主要な特徴・本質とみなすことには問題があると筆者は考えるが、それが家産制に付随する重要な特徴のひとつであることには疑う余地がないからである。

この観点から考えた場合、クラウチやハッチクロフトが明示的に家産制の概念を適用したインドネシアやフィリピンに加えて、ショーが分析したタイについてもやはりこの概念は適用可能であろう。この3国は、恩顧主義論においても、ウタン・ナ・ロオブ（に基づく）関係（フィリピン）、バパッキズム（インドネシア）、ナーイ＝プライ関係ないしプーヤイ＝プーノイ関係（タイ）などの存在が注目を集めてきた国であり、（たとえばナーイ＝プライ関係がアユタヤ朝のサクディナー制に由来するように）いずれも前近代の家産制的王国（インドネシア、タイ）ないしは首長制（フィリピン）——ウェーバー的な表現を用いれば第1次の伝統的支配（純粋家父長制／長老制）——以来の恩顧主義が、今日でもなお政治のなかで大きな位置を占めている。インドネシアのスカルノ・スハルトの統治様式についてはクラウチが、またフィリピンの寡頭政や側近財閥についてはハッチクロフトが論述したところであり、タイについても、カナ（派閥）政治をその端的な表現として指摘することができ

る。

さらに、人的要素のみならず、巨視的な力学自体に目を向ければ、アイゼンシュタットの言う包含 (cooptation) の例を私たちはインドネシアの(コーポラティズム的な)ゴルカルに見出すことができるし、その「分離」への対応の例をマレーシアのブミプトラ政策に見出すこともできる。また官僚制に限定して考えても、インドネシアにおける公務員の兼職規定の不在(本書第1章加納論文参照)やフィリピンにおける制度的特質(同第3章川中論文)およびタイにおける恩顧主義の存在(ショー)<sup>(110)</sup>などは、恩顧主義の存在と(新)家産官僚制的特徴とを明確に示しているのである。

したがって、以上二つの観点を合わせれば、官僚制の腐敗の少なさで知られるシンガポール(第4章岩崎論文参照)を除いて、(1)伝統的家産制(ブルネイ、タイ、マレーシア)ないし(2)新家産制(インドネシア、フィリピン、タイ)のいずれか、ないしはその双方の側面において、ASEAN諸国には家産制の概念を適用する可能性が十分に存在することになる。これは、これらの地域においていずれも歴史的に家産制ないしは家父長制が存在していた事実を反映しており、逆にシンガポールにのみこの要素がみられないのは、それが家産制の歴史をもたない新しい都市国家だからであろう<sup>(111)</sup>。もちろん、これらの家産制的な諸国の間でも、たとえば(ハッチクロフトが指摘していた)官僚制が相対的に強力なインドネシアやタイとその弱体なフィリピンというように、さまざまな差異が存在する。しかし、これは(たとえば「集権的(新)家産制」と「分散的(新)家産制」というように)(新)家産制内部の多様性として考えることができるであろう。すでにこのような整理は、アイゼンシュタットがひとつの先例を示しているところである。

もちろん、以上はごく簡単な見通しにすぎない。しかし、(新)家産制の概念のASEAN諸国に対する有意性が存在することだけは、いささかなりとも示し得たかと思うのである。

## 結 語

本章では、家産（官僚）制の概念を中核にしてウェーバー・モデルの意義と限界とを検討した。ウェーバーの近代的官僚制論の意義は自明であるが、これではASEAN諸国の官僚制の多くを十分に説明することはできない。ASEAN諸国における官僚制は、法制度的には一見近代的な装いをもっているが、その実態は近代的官僚制とは著しく異なっているからである。

近代的官僚制が近代西洋文明ないし世界システムの中心（ことにドイツ）で発達したものである以上、その制度を周辺たる（まったく文化的・社会的背景の異なった）非西洋地域に移植しても、ただちに円滑に機能することがないのは、むしろ当然であろう。それ故、ウェーバーの近代的官僚制論が必ずしもこれらの地域の官僚制に妥当しないのも、また自明と言わなければならない。これを誤ってウェーバー・モデル全体の「限界」と短絡的にみなす可能性もけっして少なくはないであろう。

けれども、実際には、ウェーバー・モデルには、通常意識されている近代的官僚制の他に家産官僚制のモデルが存在するのであり、このモデルこそが今日の周辺地域に大きな有意性をもつ。ここに本章の改めて強調せんとするウェーバー・モデルの「意義」が存するのである<sup>(112)</sup>。

ただ、ウェーバーの家産制論は、彼の伝統的支配の類型のなかに位置づけられているため、この概念を今日の発展途上国、特にASEANの多くの国のような経済発展の進行している地域にそのまま適用するのは困難である。私たちがウェーバー・モデルにひとつの「限界」を見るのはこの点においてであり、家産制概念を伝統的支配の枠から解き放つ試みとして新しい（新）家産制論の展開を紹介した。このような形でウェーバー・モデルの「限界」を越えることによってこそ、私たちがASEAN諸国について例証に努めたように、周辺地域におけるその「意義」を改めて明確にすることができるであろう。

しかしそれでは、周辺地域における新家産官僚制を近代的官僚制へと「発展」させれば、これらの地域の政治行政にはいっそうの「発展」がもたらされるのだろうか。確かに、新家産官僚制のさまざまな欠点や技術的および道徳的な弊害を近代的官僚制のモデルから指弾することは容易であり、かつ正当でもある。しかし、筆者はこれらの地域で単なる近代的官僚制への全面的な転換がただちに可能であるとは思わないし、またさらにはそれが理想であるとも思わない。なぜなら、近代的官僚制が同時に「機械論的官僚制」である以上、単なる近代的官僚への変身は、人間に「官僚機械」の歯車になることを意味するに等しい<sup>(113)</sup>からである。人的な新家産官僚に機械的な近代官僚になるように求めることが、人間的な社会科学にとって、はたして本当に望ましいことなのだろうか。

明らかに筆者はそうは思わない。筆者はこのような可能性ないし展望しか描けないところにウェーバー・モデルの第2の、そして最大の「限界」をみるのである。もはやこの点については本章では論じ得ないが、端的に方向だけを述べるとすれば、伝統的な支配の類型から家産制概念を分離したように、「人的」(persönlich)という形容詞をこれらの概念から分離することが、彼の近代官僚制理論における最大の「限界」を乗り越える鍵となるであろう。しかし、これはむしろ統稿の課題である。本章がそのための準備作業となることを祈りつつ、拙稿を閉じることにしたい。

注(1) 官僚制理論についての整理として、佐藤慶幸『官僚制の社会学』、文眞堂、1991年/ 牧原出『官僚制理論』(西尾勝・村松岐夫編『講座行政学 第1巻 行政の発展』、有斐閣、1994年)、第8章。

(2) 「支配の社会学」は『経済と社会』のうちの1章にすぎないにもかかわらず、量的にはその3分の1弱を占める。向井守・石尾芳久・筒井清忠・居安正『ウェーバー 支配の社会学』、有斐閣、1979年、60ページ。

(3) M・ウェーバー、世良晃志郎訳『支配の社会学I』、創文社、1960年、33ページ。

- (4) 周知のように、彼の理論は、入念に彫琢された「理念型」の方法によって展開されているが、方法論的な議論に立ち入らない場合には、これを「モデル」という一般的な表現で呼んでも差しつかえないと思われる。
- (5) この存在について、M・アルブロウ、君村昌訳『官僚制』、福村出版、1974年、56ページ。
- (6) 典型的な例として、下山瑛二「法制度との関連でみた官僚制——開発途上国の官僚制分析の前提として——」（大内穂・下山瑛二編『開発途上国の官僚制と経済発展』、アジア経済研究所、1985年、第1章）。
- (7) ウェーバー研究の多さにもかかわらず、伝統的支配についての研究は必ずしも多くはない。整理の試みとして、春日雅司「伝統的支配の『構造』——ウェーバーの『家産制』論を中心に——」（『社会学評論』第31巻第3号、1980年）、74—81ページ。その他、青山秀夫「ウェーバーと中国社会観序説——マックス・ウェーバーと内藤湖南先生——」（同『マックス・ウェーバーの社会理論』、岩波書店、1950年、第4論文）／向井他編『ウェーバー 支配の社会学』第Ⅱ・Ⅲ章／鈴木正二『ウェーバーの社会学——現代社会への視角——』、世界思想社、1988年、第4章／菅野正『ウェーバーと近代化論』、恒星社厚生閣、1993年、第5～7章。概説書のなかでは、G・アブラモフスキー、松代和郎訳『マックス・ウェーバー入門』、創文社、1983年、第3章／ラインハルト・ベンディクス、折原浩訳『マックス・ウェーバー——その学問の包括的一肖像——（下）』、三一書房、1987年、Ⅲ。
- (8) ウェーバー、世良晃志郎訳『支配の諸類型』、創文社、1970年、38—41ページ。
- (9) 比較行政学については、井出嘉憲「比較研究の展望と課題」（日本政治学会編『比較政治分析とその方法』、岩波書店、1972年）／根岸毅「行政学と比較の方法」（辻清明他編『行政学講座1 行政の理論』、東京大学出版会、1976年、第7章）／川野秀之「比較行政の理論」（宇都宮深志・新川達郎編『行政と執行の理論』、東海大学出版会、1991年、第7章）／大西裕「比較行政学（開発途上国）」（西尾勝・村松岐夫編『講座行政学 第1巻 行政の発展』、有斐閣、1994年、第5章）。
- (10) Joseph LaPalombara, ed., *Bureaucracy and Political Development*, Princeton: Princeton University Press, 1963.
- (11) Fred W. Riggs, "Bureaucrats and Political Development: A Paradoxical View," in *Ibid.*, ch. 5/ フレッド・W・リグズ「行政発展の理論」（J・C・チャールスワース編、田中靖政・武者小路公秀編訳『現代政治分析Ⅲ』、岩波書店、1971年、第16章）、特に155ページ。
- (12) Fred W. Riggs, *Administration in Developing Countries: The Theory of Prismatic Society*, Boston: Houghton Mifflin Company, 1964/ *idem*, "The Sala-Model: An

- Ecological Approach to the Study of Comparative Administration," *Philippine Journal of Public Administration*, Vol.6, No.1, June 1962, pp.3-16 (Arnold J. Heidenheimer, ed., *Political Corruption: Readings in Comparative Analysis*, New Brunswick: Transaction Books, 1970, pp.212-219に再録。) 簡単な説明として、川野「比較行政の理論」, 170, 171ページ/佐藤宏・近藤則夫『インド・マレーシアの社会変動と国家官僚制——政治化、専門化と国民統合——』, アジア経済研究所, 1986年, 17, 18ページ。
- (13) Riggs, "The Sala-Model ……," pp.213-215.
- (14) 大西「比較行政学」, 152ページ。
- (15) Guenther Roth, "Personal Rulership, Patrimonialism, and Empire-Building in the New States," *World Politics*, Vol.20, No.2, Jan.1968, pp.194-206, とくに p.194.これに先行するものとして, A. R. Zolberg, *Creating Political Order: The Party States of West Africa*, Chicago: Rand McNally, 1966があるが, ロスのほうが問題を一般的に提起していたので, 影響が大きかったものと思われる。
- (16) Roth, "Personal Rulership, ……," pp.197-198.
- (17) *Ibid.*, pp.194-199.
- (18) *Ibid.*, pp.196-199.
- (19) *Ibid.*, pp.199-203.
- (20) *Ibid.*, pp.203-206.
- (21) *Ibid.*, p.196.
- (22) この点で, ロスが家産的忠誠と普遍的要素とが共存可能であるということを強調しているのは重要である。 *Ibid.*, p.201.
- (23) *Ibid.*, p.206.
- (24) S. N. Eisenstadt, *The Political Systems of Empires*, New York: The Free Press, 1963.なお, アイゼンシュタットの歩みについては, 拙稿「政治的クライエンテリズムと政治的シンクレティズム——その概念の構造——(2)」(『国家学会雑誌』第104巻第11・12号, 1991年), 118-123ページ参照。
- (25) S. N. Eisenstadt, *Traditional Patrimonialism and Modern Neopatrimonialism*, Beverly Hills: Sage Publications, 1973.なお, これ以前の論述として, S. N. Eisenstadt, ed., *Political Sociology: A Reader*, Vol.1, Jaipur: Rawat Publications, 1971, 1989, pp.138-145 ("Patrimonial Systems: Introduction")がある。
- (26) これは後に「比較文明的接近方法(アプローチ)」という形に結晶するが, 家産制論を執筆した時期はちょうど修正(後期)近代化論から比較文明論のほうへと踏み出していく移行期に相当すると言うことができよう。この点を示唆する論述として, 以下の記述の他, 本文では紹介を省略した「理論的結論」も参照。 Eisenstadt, *Traditional Patrimonialism* …… , pp.61-68.

- (27) Ibid., pp.7-10.
- (28) Ibid., p.11.
- (29) Ibid.
- (30) Ibid., pp.11, 12.
- (31) アイゼンシュタットの論述は例によって相当難解であり、必ずしも十分に整理がなされていないと思われる所も存在するので、以下の要約は、彼の趣旨を汲んで筆者が可能なかぎり明快に整理したものであり、項目などは必ずしも彼の論述と完全に対応しているわけではない。
- (32) Eisenstadt, *Traditional Patrimonialism* ……., pp.13-18.
- (33) Ibid., pp.18, 19.
- (34) 例として挙げられているマレーシアのプミプトラ政策などは、この代表的なものと言えよう。
- (35) Eisenstadt, *Traditional Patrimonialism* ……., pp.19-25.
- (36) Ibid., pp.25-30.
- (37) 明示してはいないが、ここではロスを意識しているのであろう。
- (38) Eisenstadt, *Traditional Patrimonialism* ……., pp.30-40.
- (39) Ibid., p.60.
- (40) ここでは東南アジア諸国も例として挙げられ、このような秩序観がビルマやマレーシアでは伝統的表現で、中東諸国、インドネシア、セイロンでは伝統的象徴に人民主義的表現が加わった形で、またラテン・アメリカではカトリック的な自然法の観念の下に表わされ、東南アジア諸国ではそれが社会秩序に対する関与（コミットメント）の大変な弱さ（ラテン・アメリカやイスラム諸国のほうが強い）と結びついている、という。Ibid., p.46.
- (41) ここでも、東南アジアが典型的な例として挙げられている。Ibid.
- (42) Ibid., pp.40-50.
- (43) Ibid., p.60.
- (44) マレーシアやフィリピンが例として挙げられ、これらでは、拡大の結果としての紛争が、比較的凝集性が高く相互に開放的なエリートと諸集団の間で起き、双方が共通の政体の伝統をもつ制度の下にあるために、体制が相対的に安定を保っていることができたという。Ibid., p.56.
- (45) Ibid., pp.50-59.なお、最後にアイゼンシュタットは家産制が根本的に変化する可能性について、①強力な（家産的でない）革命的エリートに率いられた場合（キューバ、メキシコ、トルコなど）と、②分離の崩壊などの、基本的な家産的構造の変化による場合（フィリピン、ベネズエラなど）とを挙げ、いずれも進行中のため評価は困難であるとして最終的な判断を留保している。フィリピンについては、刊行年（1973年）から考えるとマルコス体制のことを指していると判断



するほかはないが、今日では明らかにマルコス体制では家産制は根本的には変化しなかったと最終的に判断することができよう（後述）。

- (46) 本文236ページ, (4)。
- (47) 本文234ページ, (2)。
- (48) 本文235ページ, (1)。
- (49) 封建制については、この著書では言及していないが、彼の編纂した読本『政治的社会学』では家産制と別の類型として扱っている。Eisenstadt, ed., *Political Sociology*, Vol.1, ch.Ⅶ “Patterns of Multiple Centers, Feudal System : Introduction,” pp.221-225.
- (50) とりあえず、春日「伝統的支配の『構造』」, 76ページを参照。
- (51) 本文236ページ, (3)。
- (52) 本文236ページ, (4)。
- (53) 家産制という用語は、すでに『帝国の政治システム』で「帝国」とは別の類型として用いられている。Eisenstadt, *The Political Systems of Empires*, Preface to the Paperback Edition, p.vii, p.21など。
- (54) Ibid., p.11.なお、古代エジプトは家産制にも帝国にも例として挙げられており、位置づけが明確でない。典型的には、Eisenstadt, *Political Sociology*, Vol.1, pp.138, 250.
- (55) Ibid., p.221.
- (56) Eisenstadt, *The Political Systems of Empires*, p.21.
- (57) Ibid., pp.21, 22.
- (58) Eisenstadt, *Traditional Patrimonialism* …… , pp.43-44.
- (59) たとえば、Sheldon Gellar, “State Building and Nation Building in West Africa,” in S. N. Eisenstadt and Stein Rokkan, eds., *Building States and Nations*, Vol.2, London : Sage Publication, 1973, pp.384-426/ James A. Bill and Carl Leiden, *The Middle East : Politics and Power*, Boston : Allyn and Bacon, 1974, especially. ch.4/ Riordan Roett, *Brazil : Politics in a Patrimonial Society*, Boston : Allyn and Bacon, 1972/ Jean-Claude Willame, *Patrimonialism and Political Change in the Congo*, Stanford : Stanford University Press, 1972/ R. Springborg, “Patrimonialism and Policy-making in Egypt : Nasser and Sadat and the Tenure Policy for Reclaimed Lands,” *Middle Eastern Studies*, Vol.15, No.1, January 1979, pp.49-67/ V. Le Vine, “African Patrimonial Regimes in Comparative Perspective,” *Journal of Modern African Studies*, Vol.18, No.4, December 1980, pp.657-673/ Jeah-Francois Medard, “The Underdeveloped State in Tropical Africa : Political Clientelism or Neo-patrimonialism ?” in C. Clapham, ed., *Private Patronage and Public Power*, London : Frances Printer, 1982, ch.8/ Thomas M. Callaghy, *The State-Society Struggle : Zaire in Com-*

- parative Perspective*, New York : Columbia University Press, 1984.
- (60) Edgar L. Shor, "The Thai Bureaucracy," *Administrative Science Quarterly*, Vol.5, No.1, June 1960, pp.66-86.
- (61) こちらの典拠となっているのは, D. Rustow, "Turkey : The Modernity of Tradition," in L. W. Pye and S. Verba, ed., *Political Culture and Political Development*, Princeton : Princeton University Press, 1965 である。
- (62) Harold Crouch, "Patrimonialism and Military Rule in Indonesia," *World Politics*, Vol.31, No.4, July 1979, pp.571-587.
- (63) Paul D. Hutchcroft, "Oligarchs and Cronies in the Philippine State : The Politics of Patrimonial Plunder," *World Politics*, Vol.43, No.3, April 1991, pp.414-450.
- (64) Crouch, "Patrimonialism ……," pp.571-579.
- (65) Ibid., p.587.
- (66) クラウチは, この後, *Economic Change, Social Structure and the Political System in Southeast Asia : Philippine Development Compared with the Other ASEAN Countries*, Singapore : Institute of Southeast Asian Studies, 1985などを執筆しているが, 少なくともこの著書では, どのようなわけか家産制の概念は用いていない。
- (67) Belinda A. Aquino, *Politics of Plunder : The Philippines under Marcos*, Quezon City : Great Books Trading and the University of the Philippine College of Public Administration, 1987. (邦訳は伊藤美名子訳『略奪の政治——マルコス体制下のフィリピン——』, 同文館, 1992年。なお, 著者のベリンダ・A・アキノはアキノ大統領とは無関係)
- (68) David Wurfel, *Filipino Politics : Development and Decay*, Ithaca and London : Cornell University Press, 1988.
- (69) Hutchcroft, "Oligarchs ……," p.420.
- (70) Wurfel, *Filipino Politics*, p.144.
- (71) Ibid., p.153.
- (72) Hutchcroft, "Oligarchs ……," p.420.
- (73) authoritarian fascism, corporatism, authoritarian-technocratic, neocolonialism, dependency, developmental autocrat, super-patron など。Ibid.
- (74) 管見の限りでは, ワーフェルは家産制についてなんら説明することなく, クラウチの概説書の項「新家産制とその帰結」の一部を注記しているだけである。Ibid., p.333/ Christopher Clapham, *The Third World Politics : An Introduction*, Madison : University of Wisconsin Press, 1985, pp.47-48.
- (75) なお, ここには藤原帰一氏の家父長制の概念を用いたフィリピン政治についてのペーパーの影響もあるかもしれないという。
- (76) ちなみに, アイゼンシュタットの著作は注にも挙げられていない。

- (77) 「分権的」という訳語では積極的・肯定的な印象を与えるので、「分散的」という訳語を用いる。
- (78) ウェーバー, 世良晃志郎訳『支配の社会学Ⅰ』, 195ページ。
- (79) Hutchcroft, "Oligarchs……," pp.415-416.
- (80) Ibid., p.417.
- (81) ウェーバー『支配の社会学Ⅱ』, 357ページ。
- (82) Hutchcroft, "Oligarchs……," p.448.
- (83) Ibid., pp.448-449.
- (84) 東南アジアについては, たとえば萩原宜之「東南アジアの政軍関係」(日本政治学会編『近代化過程における政軍関係』, 岩波書店, 1989年, VI章)。
- (85) 村嶋英治「タイにおける政治体制の周期的転換——議会制民主主義と軍部の政治介入——」(萩原宜之・村嶋英治編『ASEAN 諸国の政治体制』, アジア経済研究所, 1987年, 第6章)。
- (86) この場合, 家産制の概念はウェーバーの言う(中央集権的な)家父長制的家産制(図1 ⊕)に限定されない広義の用法(図1 ⊙)で用いられていることになる。
- (87) 本章の続編として, 「日本官僚制試論——新家産官僚制の概念を中軸に——」(仮題)を予定している。
- (88) Fred W. Riggs, *Thailand : The Modernization of a Bureaucratic Polity*, Honolulu : East-West Center Press, 1966.
- (89) Fred W. Riggs, "Bureau Power in Southeast Asia," *Asian Journal of Political Science*, Vol.1, No.1, June 1993, pp.3-28.
- (90) たとえば, 『アジア諸国の地方制度 (Ⅰ) ——開発途上国における地方財政制度に関する調査研究報告書——』, 財団法人地方自治協会, 1992年, 特に第1部「総論: 発展途上国における地方行財政」(森田朗執筆)参照。
- (91) 大西「比較行政学」, 158-174ページ。
- (92) 森田「総論……」(注32)参照。
- (93) 象徴的な書名として, スターリング・シーグレーブ, 早良哲夫・佐藤俊行訳『マルコス王朝——フィリピンに君臨した独裁者の内幕——(上・下)』, サイマル出版会, 1988年。
- (94) なお, 概説書中でこの概念を用いた例としては, G. A. Heeger, *The Politics of Underdevelopment*, London : Macmillan, 1974/ Christopher Clapham, *Third World Politics : An Introduction*, London : Croom Helm, 1985.
- (95) 岩崎育夫編『開発と政治——ASEAN 諸国の開発体制——』, アジア経済研究所, 1994年, ことに第1章「ASEAN 諸国の開発体制論」(岩崎育夫執筆)を参照。
- (96) いずれも本文参照 (19, 21ページ)。
- (97) Robin Theobald, "Patrimonialism," *World Politics*, Vol.34, No.4, July 1982,

pp.548-559 /Medard, "The Underdeveloped State……"

- (98) (注87)の続稿参照。
- (99) 矢野暢「小型家産制国家の理論」(同『東南アジア世界の論理』, 中央公論社, 1980年), 4-46ページ。また, 同「小型家産制国家理論の背景」(同上書), 46-81ページも参照。この点については, 研究会報告において荻原宜之氏の指摘を受け, 初めて意識したところである。
- (100) 矢野「小型家産制の理論」(以下「理論」と略), 7ページ。
- (101) 同上。また矢野「小型家産制国家理論の背景」, 59ページも参照。
- (102) 矢野「理論」, 5ページ。
- (103) 同上, 7ページ。
- (104) 同上。
- (105) 同上, 8-18ページ。
- (106) この点については本文で言及しなかったが, S. N. Eisenstadt, *Traditional Patrimonialism*……, p.36を参照。
- (107) 矢野「理論」, 18-45ページ。
- (108) 同上, 46ページ。他にも, たとえば座談会「東南アジアはどこを指す?」(『総合的地域研究』第5号, 1994年6月), 21-39ページ等。
- (109) 特に以下の各国についての判断は, 「ASEAN 諸国の官僚制」研究会席上の討議に多くを負う。研究会参加者の協力を感謝の意を表したい。
- (110) 他に, 吉田幹正「タイの官僚制」(大内穂・下山瑛二編『開発途上国の官僚制と経済発展』, アジア経済研究所, 1985年, 第6章)特に188-190ページ/玉田芳史「官僚制の近代化——タイの事例——」(矢野暢編『講座東南アジア学7 東南アジアの政治』, 弘文堂, 第5章)特に112-115ページ。
- (111) 岩崎育夫氏の教示による。
- (112) 同様の観点を示すものとして, Simoh Schwartzman, "Back to Weber: Corporatism and Patrimonialism in the Seventies," in James Malloy, ed., *Authoritarianism and Corporatism in Latin America*, London: University of Pittsburgh Press, 1977, ch.4.
- (113) 以上の用語については, 注87の続稿参照。